



# あのくせしから

## 仲間を救うために

### そして、誰でもがよく知っておこう

労災の手続き、必要な書類について、釜日労・争議団の山口さんから詳しい話を聞いた。

山口さんは、今でこそ労災の専門家であるが、それは、自分の不安で、くせしかった体験をバネにし、仲間がそんなめに会わないように勉強した結果である。

山口さんは、数年前、京都の山奥の現場で事故にあった。運転免許を持っていなくて、充分な自信もないうまま、現場内だからと動かしたダンプで、転落事故を起こしたのだ。飯場から病院に通うのは時間がかかりすぎるので入院した。

一ヶ月くらいは働いた金もあつたが、一ヶ月半もすると金もなくなり、労災の手続きもあまり進まなかった。

飯場のオヤジや元請に何度電話しても病院にこないし、労災の手続きもなくなり。そこで、発注主の関西電力に電話したところ、元請が保証できたという。

自分の経験から、山口さんは事故にあった者は、どんなに仲間がかかっても、きつちりと労災の手続きをし、なきぬいりすることなく、資本家に、労働者は単なる消耗品ではない、もうけに走って若く使うといったって、高くつくことを思い知らせなければならぬ。

ればならない。そのことが仲間全体の利益にもつながら、と考えるにいたった。

#### 五号様式・現認書

正式には、様式第五号・労働者災害補償保険・療養補償給付たる療養の給付請求書

①現場で事故にあったとき、必ず、現場監督がボーシンなどに言つて、簡単な治療をうけるか

その日は仕事を続けられなくても、二、三日してから、仕事ができない状態になることもある。必ず事故を確認させておくこと。

②のり災害の原因及び発生状況は、できるだけ詳しく事実ありのままを書くこと。

たとえば、通常使つてはならないことになつていりる高い脚立を単独使用しての転落事故であつても、事実通り書くこと、会社は皆大の位のもの、あるいは

高さを省略しようとするが、事実通り書かせても、こちらに不都合はない。

③打った箇所、痛いところは、もれなく記入すること。当座はたいしたことがなくても、あとから症状が出ることもあり、打った箇所などをもしもれなく記入していないと

④⑤の現認者は、直接に見たものがいなければ、監督、ボーシンでよい。

①現金で、人夫出しから行った場合は、元請単価で計算させること。

②事故当日とその後の二日間、の三日分は業者が補償することになつていりる。出面の満額を要求でき

③給付額は平均賃金の八割

④平均賃金の計算には昼メシ代、交通費、残業代なども入れさせよう。